

## 阿賀野市選挙管理委員会告示第 49 号

令和7年8月10日執行の阿賀野市大室財産区議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和7年8月5日

阿賀野市選挙管理委員会  
委員長 小林 壽 英

選挙運動費用の制限額 990,100 円

公職選挙法第194条の規定により、告示の日における当該選挙人名簿に登録されている者の総数を、議員定数で除した数……①

同施行令第127条の規定により、人数割り額1,120円、固定額900,000円である。

①×1,120円+900,000円=②

②に100円未満の端数があるときは、その端数は100円とする。

※よって制限額は990,100円